

# 大阪府アドプト・シーサイド・プログラム実施要領

## 1 目的・意義

大阪府アドプト・シーサイド・プログラムは、大阪港湾局（以下「港湾局」という。）の大阪府が管理する海岸及び港湾の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等の美化活動を行うことを支援し、地域に愛されるきれいな海や海岸・港湾環境の保全に取り組むことを目的とする。また、これらの活動を通じて、地域協働を推進する。

## 2 用語の定義

- (1)『海岸・港湾等』とは、堺市以南の、港湾局が管理する海岸及び大阪府港湾施設条例（昭和40年条例第6号）第2条に定める港湾施設をいう。
- (2)『アドプト・シーサイド・プログラム』とは、海岸・港湾等において行う、アドプト・プログラムをいう。
- (3)『美化活動』とは、清掃、除草及び花栽培等をいう。
- (4)『参加団体』とは、大阪府知事（以下「知事」という。）が大阪府アドプト・シーサイド・プログラムへの参加申込書を受理し、協定を締結した団体をいう。
- (5)『美化活動区間』とは、参加団体が設定した美化活動を行う海岸及び港湾区域内の区間をいう。
- (6)『市町』とは、美化活動区間が存する市又は町をいう。
- (7)『サインボード』とは、参加団体及び美化活動区間等を表示するために、港湾局が設置する看板をいう。

## 3 活動及び支援の内容

- (1) 参加団体、市町及び港湾局は次の内容の活動又は支援を行う。
  - ①参加団体は、美化活動区間において年2回以上の美化活動を行う。
  - ②市町は、参加団体が美化活動で回収したごみを適正に処理する。
  - ③港湾局は、清掃用具の提供を行う。
  - ④港湾局は、サインボードを設置する。
- ⑤港湾局は、参加団体が他の類似の保険に加入しておらず、参加団体から依頼があった場合には、参加団体の美化活動中の事故等に備えた保険に加入し、その費用を負担することができる。
- (2) (1) ②から⑤については、参加団体、市町及び港湾局が協議の上、その役割分担を変更することができる。

## 4 参加申込

- (1) 大阪府アドプト・シーサイド・プログラムに参加しようとする団体は、知事に参加申込書（様式1）を提出する。
- (2) 知事は、(1) の参加申込書の提出を受けたときは、当該団体及び市町と美化活動内容、美化活動区間、役割分担等について協議を行い、次の審査基準を満たす場合は、参加申込書を受理する。

## 5 審査基準

- (1) 大阪府アドプト・シーサイド・プログラムの目的に合致していること。
- (2) 美化活動が営利を目的としていないこと。
- (3) 原則として、自治会、企業等の団体からの申し込みであること。
- (4) 参加しようとする団体又はその代表者等が次に当てはまらないこと。

①大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等である場合。

②各法令違反等により業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合。

③公序良俗に反する活動等を行っている又はそのおそれがある場合。

④15歳以下（中学生以下）のみで美化活動をする場合。

⑤その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不適当と認める場合。

### (5) 美化活動の回数・内容

①年2回以上の美化活動が行えること（大阪府及び市町が呼びかけて行う各種一斉清掃活動等を含む）。

②美化活動の内容が安全上問題ないこと。

③美化活動の内容が海岸及び港湾区域等の管理上又は法令上支障をきたさないこと。

④美化活動の内容が大阪府、市町の各種計画上支障をきたさないこと。

⑤市町がごみの処理について協力すること。

⑥美化活動区間をアドプト・シーサイド・プログラム以外の目的で利用しないこと。

### (6) 美化活動の内容に花栽培を含む場合は次のとおりとする。

①花栽培の形状が菜園的でないこと（収穫が発生するいわゆる生（な）り物は禁止）。

②原則として樹木は認めない。

③花の種類が統一されるなど、景観との整合が十分に図られるよう配慮すること。

④花栽培が付近の自然生態系に悪影響を及ぼさないこと。

⑤花栽培の内容について、港湾局が必要な事項を十分把握できるようにすること。

⑥花の種子は、参加団体が用意すること。

⑦栽培された花については、売買や個人的な観賞用として利用されないこと。

⑧栽培する場所が港湾管理上支障をきたさない場所であること。

⑨草花の成長が早く、通行に支障をきたす恐れのあるものを栽培しないこと。

### (7) 美化活動区間の延長がおおむね100m以上であること。

### (8) 清掃道具を適正に使用、保管すること。

### (9) その他

①美化活動で回収されるごみを適正に処理すること。

②その他、美化活動実施上の問題がないこと。

## 6 協定の締結

(1) 参加しようとする団体、市町及び港湾局は、美化活動の目的、美化活動区間、役割分担、活動中の安全及び協定の解除等について定めた大阪府アドプト・シーサイド・プログラムに関する協定書（様式2）を締結する。

(2) (1) の協定締結に際し、参加しようとする団体、市町及び港湾局は、参加しようとする団体の美化活動の詳細やその他の取決めについて協議し、これを実施計画書（様式3）として定める。

## 7 認定書の交付

知事は、前条の協定を締結したときは、参加団体に対して認定証（様式4）の交付を行う。

## 8 サインボードの表記およびデザイン

(1) サインボードには、「大阪府アドプト・シーサイド・〇〇〇」（〇〇〇の表記については、「港湾名、海岸名、地名等」とする。）、参加団体名、美化活動区間、市町名及び港湾局の名称を表記する。

(2) (1) 以外のサインボードのデザインについては、参加団体、市町及び港湾局が協議して定めることができる。

## 9 報告等

(1) 参加団体は、美化活動中に事故等が発生した場合には、知事又は市町に報告を行う。

(2) 知事及び市町は、必要に応じて、美化活動の状況について参加団体に報告を求める。

## 10 活動の休止

(1) 大阪府アドプト・シーサイド・プログラムを休止しようとする団体は、知事に休止届（様式5）を提出する。

(2) 休止できる期間は1年単位で最長2年とする。

(3) 休止期間中は、港湾局から清掃道具の提供やボランティア保険の加入等の支援はしない。

(4) 活動を再開する場合は、港湾局に連絡するものとする。

## 11 活動の終了

(1) 大阪府アドプト・シーサイド・プログラムを終了しようとする団体は、知事に協定解除届（様式6）を提出し、協定解除届の提出を受けた知事は協定を解除する。

(2) 参加団体又はその代表者等が次の場合は、知事が協定を解除する。

①暴排条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。

②暴排条例第14条及び第15条に規定する利益供与等が判明した場合。

③美化活動の休止期間が2年を超える場合。

(3) 参加団体又はその代表者が次の場合は、その事実を確認のうえ、知事が協定を解除する。

①公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。

②その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不適当と認める場合。

(4) 参加団体又はその代表者等が次の場合は、参加団体と港湾局で協議し、改善が見られない場合、知事が協定を解除する。

①第12の活動に際して守るべきルール（禁止事項）に違反した場合。

②1年間のうち一度も連絡に応じない又は連絡が取れない若しくは活動実態が確認できない場合。ただし、休止期間を除く。

③実施計画書に基づく美化活動を実施せず、美化活動の継続が困難であると認められる場合。

(5) (3) 又は(4)において、参加団体又はその代表者等が連絡に応じない又は連絡が取れない場合、協議に応じない又は協議が整わない場合は、知事が協定を解除する。

(6) 協定を解除したときは、知事が、参加団体及び市町に協定解除の通知（様式7）を行い、サインボードを撤去する。

## 12 活動に際して守るべきルール（禁止事項）

- (1) 場所やものの私物化・個人の楽しみや利益の優先
- (2) 個人や活動団体のものの常時設置
- (3) 企業等の宣伝看板や広告を設置・掲示
- (4) 土地や管理施設の形状の変更
- (5) 植樹や野菜・果物の栽培
- (6) 草刈り機の使用

## 13 その他

この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、参加団体、市町及び港湾局で協議して定める。

### 附 則

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年10月1日改正）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月2日改正）

この要領は、令和5年3月2日から施行する。

#### 附 則（令和6年4月1日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 参 加 申 込 書

大 阪 府 知 事 様

大阪府アドプト・シーサイド・プログラムへの参加を申込みます。

海岸・港湾名 \_\_\_\_\_

区 間 \_\_\_\_\_ から  
\_\_\_\_\_ まで

希望名称 \_\_\_\_\_ アドプト・シーサイド・  
\_\_\_\_\_

参 加 者 \_\_\_\_\_ 別添参加者名簿のとおり

令和 年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

※大阪府担当者から、裏面の審査基準及び禁止事項の説明を受け、理解したうえで申込みます。

## 大阪府アドプト・シーサイド・プログラム

### ○審査基準

| 番号  | 内容   |
|-----|--|
| (1) | 大阪府アドプト・シーサイド・プログラムの目的に合致していること。   |
| (2) | 美化活動が営利を目的としていないこと。  |
| (3) | 原則として、自治会、企業等の団体からの申し込みであること。  |
| (4) | 参加しようとする団体又はその代表者等が次に当てはまらないこと。<br>① 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等である場合。<br>② 各法令違反等により業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合。<br>③ 公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。<br>④ 15歳以下（中学生以下）のみで美化活動をする場合。<br>⑤ その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不適当と認める場合。  |
| (5) | 美化活動の回数・内容<br>① 年2回以上の美化活動が行えること（大阪府及び市町が呼びかけて行う各種一斉清掃活動等を含む。）。<br>② 美化活動の内容が安全上問題ないこと。<br>③ 美化活動の内容が海岸及び港湾区域等の管理上又は法令上支障をきたさないこと。<br>④ 美化活動の内容が大阪府、市町の各種計画上支障をきたさないこと。<br>⑤ 市町がごみの処理について協力すること。<br>⑥ 美化活動区間をアドプト・シーサイド・プログラム以外の目的で利用しないこと。  |
| (6) | 美化活動の内容に花栽培を含む場合は次のとおりとする。<br>① 花栽培の形状が菜園的ないこと（収穫が発生するいわゆる生(な)り物は禁止。）。<br>② 原則として樹木は認めない。<br>③ 花の種類が統一されるなど、景観との整合が十分に図られるよう配慮すること。<br>④ 花栽培が付近の自然生態系に悪影響を及ぼさないこと。<br>⑤ 花栽培の内容について、港湾局が必要な事項を十分把握できるようにすること。<br>⑥ 花の種子は、参加団体が用意すること。<br>⑦ 栽培された花については、売買や個人的な観賞用として利用されないこと。<br>⑧ 栽培する場所が港湾管理上支障をきたさない場所であること。<br>⑨ 草花の成長が早く、通行に支障をきたす恐れのあるものを栽培しないこと。 |
| (7) | 美化活動区間の延長がおおむね100m以上であること。   |
| (8) | 清掃道具を適正に使用、保管すること。   |
| (9) | その他<br>① 美化活動で回収されるごみを適正に処理すること。<br>② その他、美化活動実施上の問題がないこと。   |

### ○守るべきルール（禁止事項）

| 番号  | 内容                     |
|-----|------------------------|
| (1) | 場所やものの私物化・個人の楽しみや利益の優先 |
| (2) | 個人や活動団体のものの常時設置        |
| (3) | 企業等の宣伝看板や広告を設置・掲示      |
| (4) | 土地や管理施設の形状の変更          |
| (5) | 植樹や野菜・果物の栽培            |
| (6) | 草刈り機の使用                |

別 紙

## 参 加 者 名 簿

|    | 氏 名 | 住 所 | 電 話 番 号 | 備 考   |
|----|-----|-----|---------|-------|
| 1  |     |     |         | 代表者   |
| 2  |     |     |         | 連絡担当者 |
| 3  |     |     |         |       |
| 4  |     |     |         |       |
| 5  |     |     |         |       |
| 6  |     |     |         |       |
| 7  |     |     |         |       |
| 8  |     |     |         |       |
| 9  |     |     |         |       |
| 10 |     |     |         |       |

- 本名簿に記載された個人情報は、大阪府アドプト・シーサイド・プログラムの参加申込みに使用するものであり、他の目的には利用しません。

## 大阪府「アドプト・シーサイド・〇〇〇」協定書

〇〇〇〇〇〇（美化活動区間）における清掃・除草及び花栽培等の美化活動（以下「美化活動」という。）について、〇〇〇〇〔参加団体〕（以下「甲」という。）及び〇〇市〔町〕（以下「乙」という。）と大阪港湾局（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が相互に協力して、地域に愛されるきれいな海や海岸（港湾）環境の保全に取組むことを目的とする。

### （実施区間）

第2条 甲は、次の区間（別図のとおり）の美化活動を行う。

〇〇〇〇〇〇

### （役割分担）

第3条 甲乙丙の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、原則として年2回以上の美化活動を行う。なお、乙又は丙が呼びかけて行う各種一斉清掃活動に参加した場合も美化活動回数に含めることができる。
- (2) 乙は、甲が回収したごみを適正に処理する。
- (3) 丙は、甲に対して清掃や除草に必要な道具の提供を行う。
- (4) 丙は、甲の名称及び美化活動区間等を表示したサインボードを設置する。
- (5) 丙は、甲より依頼があった場合は、甲の美化活動中の事故等に備えた保険に加入し、その費用を負担する。
- (6) 甲乙丙は、協議して、美化活動の詳細及びその他の決め（以下「実施計画書」という。）を定める。

### （活動中の安全及び配慮）

第4条 甲は、美化活動を行う際に臨港道路等の利用に支障を及ぼさないよう注意するとともに、安全には十分配慮する。

2 甲の美化活動中における第三者との紛争については、甲において処理する。

### （活動の休止）

第5条 甲は、美化活動の継続が一時的に困難となった場合は、丙に対し活動の休止を申し出て、休止することができる。

2 甲が活動を休止することができる期間は、1年単位で最長2年とする。

(協定の解除)

- 第6条 甲は、大阪府アドプト・シーサイド・プログラムを終了しようとする場合、丙に協定解除届を提出し、協定解除届の提出を受けた丙は協定を解除する。
- 2 甲又はその代表者等が次の場合は、丙が協定を解除する。
- (1) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。
  - (2) 大阪府暴力団排除条例第14条又は第15条に規定する利益供与等が判明した場合。
  - (3) 美化活動の休止期間が2年を超える場合。
- 3 甲又はその代表者が次の場合は、その事実を確認のうえ、丙が協定を解除する。
- (1) 公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。
  - (2) その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不適当と認める場合。
- 4 甲又はその代表者等が次の場合は、甲丙で協議し、改善が見られない場合、丙が協定を解除する。
- (1) 活動に際して守るべきルール（禁止事項）に違反した場合。
  - (2) 1年間のうち一度も連絡に応じない又は連絡が取れない若しくは活動実態が確認できない場合。ただし、休止期間を除く。
  - (3) 実施計画書に基づく美化活動を実施せず、美化活動の継続が困難であると認められる場合。
- 5 第3項又は第4項において、甲又はその代表者等が連絡に応じない又は連絡が取れない場合、協議に応じない又は協議が整わない場合は、丙が協定を解除する。
- 6 協定を解除した時は、丙が、甲及び乙に協定解除の通知を行い、サインボードを撤去する。
- 7 協定解除に伴い、甲が活動のために設置した施設の撤去が必要であると、丙が認める場合は、甲に撤去を求めることができる。

(その他)

- 第7条 この協定に定めのない事項又は協定で定めた事項に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 【団体名】

代表者 ○○○ ○○ ○○

乙 ○○市／町

代表者 ○○市／町長 ○○ ○○

丙 大阪港湾局

代表者 大阪府知事 ○○ ○○

## 「アドプト・シーサイド・○○○」実施計画書

### 1 名称

アドプト・シーサイド・○○○○

### 2 美化活動区間

#### (1) 海岸（地）名

○○○○○○

#### (2) 区間（別添図参照）

○○○○○○

### 3 参加団体の名称及び構成

#### (1) 参加団体名 ○○○○

代表者 ○○ ○○

#### (2) 参加団体の構成

別紙①参加者名簿のとおり

### 4 美化活動の詳細

#### (1) 美化活動の内容は、以下のとおりとする。

- ・海浜地及び防潮堤管理用通路、又は臨港道路（以下「海浜地等」という。）の清掃、除草。
- ・その他海浜地等の美化及び環境保全に必要な活動

#### (2) 美化活動は、原則として年2回以上行う。

#### (3) 参加団体は、美化活動区間の海浜地等を「アドプト・シーサイド・○○○」以外の目的で使用しない。

### 5 ゴミの処理方法

#### (1) 美化活動に伴い収集したゴミの処理方法は、○○市〔町〕の規定による。

#### (2) 産業廃棄物等の有害物質や危険を伴うゴミ等については、○○市〔町〕及び大阪港湾局（以下「港湾局」という）に連絡し、相談する。

### 6 提供する清掃用具の取扱

港湾局から提供した清掃道具は参加団体において、適正に使用、保管を行う。

### 7 ボランティア保険の取扱い

#### (1) 港湾局が契約するボランティア保険の適用を受ける。ただし、事前に参加団体から保険適用の依頼があった場合に限る。

#### (2) 参加団体は、前号の保険の適用を受けるために、港湾局に活動日と参加人数および名簿を提出するなど、必要な事務連絡を行う。

### 8 サインボードの設置等

#### (1) サインボードの作成、設置及び管理は、港湾局が行う。

(2) 「アドプト・シーサイド・〇〇〇」の協定が解除された場合は、港湾局がサインボードの撤去を行う。

## 9 美化活動中の安全確保等

- (1) 美化活動中の安全確保は、参加団体において適切に行う。
- (2) 美化活動に使用する車両等は、道路交通上支障になる場所に駐車しない。
- (3) 作業の安全確認については、美化活動開始前に参加者全員で徹底する。
- (4) 15歳未満の中学生以下の者が美化活動を行う場合は、必ず成人の指導者が立会う。
- (5) 参加団体は、危険を伴う作業が生じる場合又は美化活動に安全上の問題が生じた場合には、〇〇市〔町〕又は港湾局に連絡し、相談する。
- (6) 〇〇市〔町〕及び港湾局は、美化活動中の安全確保に関して必要に応じ、参加団体に対して助言できる。

## 10 報告等

- (1) 美化活動中に事故が生じた場合は、〇〇市〔町〕及び港湾局に速やかに連絡し、報告する。
- (2) 〇〇市〔町〕及び港湾局は、必要に応じて参加団体に対し、美化活動状況について報告を求めることができる。

## 11 港湾・海岸管理上及び法令上の措置

美化活動区間において港湾・海岸管理上又は法令上その他の必要が生じた場合は、管理者である港湾局は、必要な措置を行うものとする。

## 12 連絡先

- (1) 参加団体、〇〇市〔町〕及び港湾局の連絡先は、別紙②のとおりとする。
- (2) 上記の連絡先に変更が生じた場合は、相互に連絡する。

## 13 その他

- (1) 美化活動中の安全が確保されていない場合や海浜地等を「アドプト・シーサイド・〇〇〇」以外の目的で使用している場合は、〇〇市〔町〕及び港湾局は協議し、活動内容の変更又は中止を指導できる。
- (2) 「実施計画書」の内容の変更については、参加団体、〇〇市〔町〕及び港湾局の申出により、三者協議して行う。

## 参 加 者 名 簿

|    | 氏 名 | 住 所 | 電 話 番 号 | 備 考 |
|----|-----|-----|---------|-----|
| 1  |     |     |         |     |
| 2  |     |     |         |     |
| 3  |     |     |         |     |
| 4  |     |     |         |     |
| 5  |     |     |         |     |
| 6  |     |     |         |     |
| 7  |     |     |         |     |
| 8  |     |     |         |     |
| 9  |     |     |         |     |
| 10 |     |     |         |     |

○本名簿に記載された個人情報は、大阪府アドプト・シーサイド・プログラムの参加申し込みに使用するものであり、他の目的には利用しません。

大阪府アドプト・シーサイド・〇〇〇  
連絡先名簿

1 アドプト・シーサイド・〇〇〇

連絡担当者

所 在 地

電 話 番 号

ファクス番 号

2 〇〇市〔町〕

連絡担当者

所 在 地

電 話 番 号

ファクス番 号

3 大阪港湾局

連絡担当者 泉州港湾・海岸部 施設管理運営課 施設管理運営

所 在 地 泉大津市なぎさ町6-1

(堺泉北ポートサービスセンタービル 10F)

電 話 番 号 0725-21-7217

ファクス番 号 0725-21-7265



# 認定証

アドプト・シーサイド・●●●

団体名

様

貴団体の活動を

「アドプト・シーサイド・●●●」と

認定します

・海岸名及び実施区間

令和 年 月 日

大阪府知事

## 休 止 届

大阪府知事 様  
●●●市長 様

大阪府アドプト・シーサイド・プログラムを下記期間において休止したいので届出します。

名 称 アドプト・シーサイド・

休 止 期 間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

休 止 理 由

年 月 日

団 体 名

代表者 住 所

氏名（自署）

電 話 番 号

## 活動再開確認欄（大阪府担当者用）

| 活動再開日 | 確認日 | 担当者 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |

## 休 止 届

大阪府知事 様  
●●●町長 様

大阪府アドプト・シーサイド・プログラムを下記期間において休止したいので届出します。

名 称 アドプト・シーサイド・

休 止 期 間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

休 止 理 由

年 月 日

団 体 名

代表者 住 所

氏名（自署）

電 話 番 号

## 活動再開確認欄（大阪府担当者用）

| 活動再開日 | 確認日 | 担当者 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |

## 協定解除届

大阪府知事 様  
●●●市長 様

大阪府アドプト・シーサイド・プログラムの協定を解除したいので届出します。

名 称 アドプト・シーサイド・

\_\_\_\_\_

解 除 理 由 \_\_\_\_\_

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

## 協定解除届

大阪府知事 様

●●●町長 様

大阪府アドプト・シーサイド・プログラムの協定を解除したいので届出します。

名 称 アドプト・シーサイド・

\_\_\_\_\_

解 除 理 由 \_\_\_\_\_

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

府港第 号  
令和 年 月 日

【活動団体名】 様

大阪港湾局泉州港湾・海岸部  
施設管理運営課長

「アドプト・シーサイド・●●●」に係る三者協定の解除について（通知）

標記について、「アドプト・シーサイド・●●●」の参加団体である【活動団体名】から別添のとおり協定解除の申し出がありましたので、協定書第5条に基づき協定を解除しました。については、その旨通知いたします。

記

1. 名 称 アドプト・シーサイド・●●●

2. 海岸名

3. 区 間

連絡先

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部  
施設管理運営課 施設管理運営 ○○  
TEL 0725-21-7217  
FAX 0725-21-7265

府港第 号  
令和 年 月 日

【市町長】 様

大阪港湾局泉州港湾・海岸部  
施設管理運営課長

「アドプト・シーサイド・●●●」に係る三者協定の解除について（通知）

標記について、「アドプト・シーサイド・●●●」の参加団体である【活動団体名】から別添のとおり協定解除の申し出がありましたので、協定書第5条に基づき協定を解除しました。については、その旨通知いたします。

記

1. 名 称 アドプト・シーサイド・●●●

2. 海岸名

3. 区 間

連絡先

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部  
施設管理運営課 施設管理運営 ○○  
TEL 0725-21-7217  
FAX 0725-21-7265